

# 横浜市記者発表概要

平成29年9月29日  
教育委員会事務局  
教職員人事課

## 教職員の懲戒処分について

### 1 事件の概要及び処分内容

所 属	市立学校
被 処 分 者	臨時的任用職員
処 分 日	平成29年9月29日（金）
処 分 内 容	停職12箇月
概 要	当該職員は5月下旬から8月下旬まで、所属校の複数の女子生徒と通信アプリを使い、禁止されている私的な連絡をしていたほか、特定の女子生徒に対して不適切な内容のメッセージを送った。また、所属校の複数の女子生徒と教室で2人きりとなったうえ、頭をなでる行為をし、特定の女子生徒に対しては頬をつまむ、二の腕に触るなどの行為や、抱きしめる、交際を申し込むといった不適切かつセクシャルハラスメントに該当する行為をし、そのほとんどを勤務時間中に行った。さらに、特定の女子生徒と校外で会い、一方的に肩を抱く、抱きしめる、キスをしようとするなどのセクシャルハラスメントに該当する行為をした。これらの行為は、生徒が8月下旬に学校に相談して発覚した。

### 2 しぶや はるお 渋谷 治雄 教職員人事部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244